

新潟市立図書館活字読書支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館（以下、「図書館」という。）が活字読書支援サービス（以下、「サービス」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(対象)

第2条 サービスを受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住で、身体障害者手帳や療育手帳を有するか、または活字による読書が困難であると認められる者。
- (2) その他図書館長が認める者。

(サービスの申込みと登録期間)

第3条 サービスを利用しようとする者は、別記様式第1号による活字読書支援サービス登録申込書を図書館長に提出しなければならない。

- 2 サービスを利用できる期間は、登録が承認されてから4年とする。

(実施内容)

第4条 サービスの実施内容は次のとおりとする。

- (1) 対面朗読
- (2) 録音資料作製

(対面朗読)

第5条 サービスの利用を申し出た者（以下、「利用者」という。）に対して、希望する図書などの資料を読み上げる。

- 2 利用者は、事前に対面朗読を希望する日時及び資料名を図書館に伝え、予約をしなければならない。
- 3 利用可能日時については利用館の開館時間中とする。
- 4 実施場所については図書館が指定する。
- 5 対象資料は、図書館所蔵資料及びそれに準ずる資料とする。

(録音資料作製)

第6条 利用者の希望する録音資料が図書館及び類縁機関に所蔵がない場合、著作権法に基づき録音資料を作製する。

(対面朗読等協力者)

第7条 サービスは、主として対面朗読等協力者（以下、「協力者」という。）が実施する。

- 2 協力者の実施条件については別途定めるものとする。
- 3 協力者は、活動の際に知り得た利用者の秘密を他に漏らしてはならない。

第8条 その他必要な事項については図書館長が別途定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。